

中村海水浴場管理棟

指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

隠岐の島町役場中出張所

中村海水浴場管理棟

指定管理者 募集要項

1 中村海水浴場管理棟の概要

【中村海水浴場管理棟】

(1) 目 的

中村海水浴場管理棟は、中村海水浴場を活用した観光振興及び地域振興を図るための施設とすることを目的としています。

(2) 施設の概要

①施設の名称 中村海水浴場管理棟

②所 在 地 隠岐の島町中村森ノ四 1 5 4 1 番地 9 1

③設 置 時 期 令和 6 年

④施 設 内 容 ア．管理棟 (179.98㎡)

更衣・シャワー室、トイレ、多目的トイレ、飲食店
管理棟等

イ．駐車場 (433.1㎡)

収容台数22台

2 管理の基準

(1) 供用時間

午前8時から午後8時までの範囲内で1日あたり8時間以上とします。

※ ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、町長の承認を得て供用時間を変更することができます。

(2) 供用日

年中無休

※ ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、町長の承認を得て供用日を変更することができます。

(3) 施設の利用の許可及び制限に関する事項

①中村海水浴場管理棟設置及び管理条例(令和 6 年隠岐の島町条例第34号)第 4 条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。

②中村海水浴場管理棟設置及び管理条例第5条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができます。

(4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例(令和8年隠岐の島町条例第2号)第18条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で隠岐の島町と締結する協定書において、隠岐の島町から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(5) 個人情報の保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。また、別紙1に定める事項を遵守してください。

(6) 利用料金

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

(1) 中村海水浴場管理棟設置及び管理条例第6条に規定する以下の業務

- ① 施設等の維持管理に関する業務
- ② 利用の許可に関する業務
- ③ 利用料金の収受に関する業務
- ④ その他前各号に掲げる業務に付随した業務

(2) 利用者サービスに関する業務(自主事業)

本施設内での飲食提供事業、飲食・物販事業等、施設の設置目的の範囲内で、基本方針に即した魅力ある事業を独自に展開することをいいます。

事業計画書にて提案をしていただき、町長の承認を得て実施することができます。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで。(5年0ヵ月)

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために町が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

中村海水浴場管理棟の管理に必要な経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度ごとに予算の範囲で支払います。指定管理料は下記の支出見込額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき隠岐の島町と指定管理者の間で締結する額を執行するものとします。提案額を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま指定管理料となるわけではありません。なお、隠岐の島町が指定管理者に支払う指定管理料は、消費税及び地方消費税が含まれます。指定管理料は指定期間分を年度ごとに示すようにしてください。

また、年間指定管理料は分割払いとし、支払期間や分割方法については協定書で定めます。

支出見込額 年額 750千円(消費税及び地方消費税含む)

6 申請の資格

- (1) 団体であること(法人格の有無は問わない。)
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき公正又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び隠岐の島町税等について滞納がない者であ

ること。

- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書(様式第2号)
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあつては収支決算書等)
- (5) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部
- (7) 提出場所 隠岐の島町役場 中出張所
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期限 令和8年10月2日(金)午後5時までとします。(郵送の場合は書留とし令和8年10月2日(金)午後5時必着とします。)
- (10) 申請にあたっての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却いたしません。
 - ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

8 仕様書の配布

- (1) 配布期間

令和8年9月4日(金)から令和8年10月2日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日・祝日)は除きます。

(2) 配布場所

隠岐の島町役場中出張所

9 現地説明会

(1) 開催日 令和8年9月下旬

(2) 開催場所 中村海水浴場管理棟

(3) 内 容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 現地見学

(4) 参加申し込み方法

現地説明会参加申込(別紙2)に必要事項を記入し、隠岐の島町役場中出張所まで、令和8年9月15日(火)午後5時までに、申し込んでください。(1団体の出席者は2名までとします。)

(5) 敷地管理及び備品管理について

町から指定管理者に貸与する施設備品の詳細等については現地説明会で説明することとします。

10 指定管理者の候補者の選定基準

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します

- ① 当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、隠岐の島町役場中出張所で確認します。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③ 面接審査

令和8年11月上旬に選定委員会による面接審査を行います。

面接日・時間は、募集締め切り後に電話にてご連絡いたします。

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年9月4日(金)から令和8年9月30日(水)午後5時まで

(2) 受付方法 質問票(別紙3)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

12 問合せ先

〒685-0434

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町中村8番地1

担 当 課 隠岐の島町役場 中出張所

電話番号 08512-4-0002

F A X 08512-4-0426

E - mail naka@town.okinoshima.shimane.jp